

No.	規制名	委員	該当箇所	質問・意見
1	相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化	朝日委員	P2ページ 1規制の目的、内容及び必要性 ③「遵守費用」は金銭価値化	「なお、この負担は、現状においても、これらの登記を受ける際に発生する負担であり、本規制の導入により新たな負担が生ずるものではない。 なお、遵守費用については、120億円程度と見込まれる（登記申請件数 約24万件、1件当たり約5万円）。」 とありますが、24万件とはどのような前提のもとでの件数でしょうか。規制を導入した場合の登記申請の「増分」でしょうか。それとも、すべての登記件数（これまで自主的に登記されていたものも含めて）でしょうか。
2	相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化	朝日委員	P6ページ 8事後評価の実施時期等 ③事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。	効果指標として、規制の効果は所有者不明土地等の減少、またそれにより生じる民間土地取引の活発化や、公共事業の期間短縮等が考えられるかと思えます。これらの登記件数の変化から派生する効果については、どのような扱いを考えられていますでしょうか。
3	相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化	井上委員	P1～2ページ 1規制の目的、内容及び必要性	申請の義務化についての必要性は理解しましたが、もし、義務を果たさない場合、何らかの罰則はあるのでしょうか。
4	相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化	大沼委員	P2ページ 1規制の目的、内容及び必要性	例えば、甲の土地の被相続人が乙、相続人がABCだったとする。遺産分割が未了の場合、ABCは法定相続分に応じた相続登記をすべきか、いつまでにすべきか、過料等のペナルティーはあるのか、また、同土地の名義が乙の父丙であった場合、丙の相続人が乙、Aであるとして、遺産分割未了であるとすると、どのような対応をすることが義務付けられるのか。
5	相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化	篠塚委員	P1～2ページ 1規制の目的、内容及び必要性②	【質問・意見の趣旨】 相続登記及び住所変更登記の申請を義務化しても、これらの登記が促進されるようになるか疑問であり、実効性に欠けるのではないか。 【理由】 (1) 1ページ1-②の「課題の発生原因」欄には、「これらの登記の申請がされないことが、課題の主要な発生原因である」と記載されているが、これまでに相続登記及び住所変更登記の申請が義務付けられていれば所有者不明不動産が増加しなかったという関係は認め難いのではないか。むしろ、所有者不明不動産が増加した原因は、これまで国による不動産に関する制度作り（税制を含む）が不足してきたことによるものであるから、まずは第一に国民が無理なく相続登記等を行えるようにする制度を設けることが問題の解決方法である。単に国民に対して義務付けをすることでは解決しないと考えられる（義務付けによる規制手段を設けたとしても、努力義務と大差なしではないか）。 (2) 相続登記の申請を義務化することに関しては、相続放棄の際に複雑な問題が生じることが法制審議会民法・不動産登記法部会（部会資料60・1頁から3頁）でも既に指摘されているようであり、より実行的な解決が図られるべきではないか。 (3) 所有者不明不動産については、法制審議会民法・不動産登記法部会（部会資料59・9頁、部会資料56・12頁から13頁）において、民法の共有関係の規定を改正することで、所在等不明共有者の持分を取得できるようにする旨の提案がされており、これによる所有者不明不動産の解決がはかれるのかもしれないが、かかる持分の取得が行われるのは有用な不動産であり、価値の少ない不動産やいわゆる「負」動産については持分取得による所有者不明不動産の解決は行われないと考えられる。そうすると、相続登記及び住所変更登記による対応だけになるが、それでは所有者不明不動産問題は解決しないのではないか。

No.	規制名	委員	該当箇所	質問・意見
6	相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務	朝日委員	P2ページ 1規制の目的,内容及び必要性 ③「遵守費用」は金銭価値化 P5ページ 6代替案との比較 ⑩費用	申請者における1件あたりの申請書の作成に係る平均的な遵守費用について,社会全体としての総費用の観点から,このような申請がどの程度の件数で発生するかの見込みはありますでしょうか。 ※5ページの「費用」における「行政費用」および「遵守費用」にも同様に該当。
7	相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務	井上委員	P1～2ページ 1規制の目的,内容及び必要性	国庫帰属の申請承認書の提出義務の必要性については理解しましたが,もし,義務を果たさない場合,何らかの罰則はあるのでしょうか。
8	相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務	井上委員	全般	危険な崖地は国庫帰属させないということですが,人命にかかわるような危険な土地については国庫帰属させた方が公益に資するのではないのでしょうか。
9	相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務	大沼委員	P2ページ 1規制の目的,内容及び必要性	相続人多数の土地において,この承認申請書は全員の同意が必要か,そうであるとする実効性が乏しくなりはしないか,法定相続分の過半数の者の承認申請でたり,他の相続人は一定期間内に異議を述べることができ,その期間を過ぎると失権する,異議を述べた場合は,同人に所有権の帰属が認められるが,管理費用を負担する義務が生じる,などの方策が必要ではないか。
10	相続等により取得した土地についてその所有権を国庫に帰属させることを法務大臣に対して申請する場合における承認申請書の提出義務	篠塚委員	P1～2ページ 1規制の目的,内容及び必要性②	【質問・意見の趣旨】 1ページ1～②の[規制以外の政策手段の検討][規制の内容]欄のとおり,申請書という書面を提出させる義務を設けることは賛成するが,いわゆる土地所有権の放棄に関しては,粗放的管理が可能である土地については広く認められるべきである。 【理由】 法制審議会民法・不動産登記法部会(部会資料61・1頁以下,部会資料58・1頁以下)においては,当初は,所有者に土地所有権の放棄を認める旨の提案がされていたが,民事的な規律ではなく法務大臣による承認を要求するものとして,行政手続の規定に改めて提案がされている。申請にあたって申請者に書面を要求すること自体は意思確認及び手続の明確性を確保するために必要である。もっとも,この問題は承認がいかなる要件で認められるか(部会資料61・1頁の3項,部会資料58・1頁の3項),及び承認の際に納入する,「国有地の種目ごとにその管理に要する10年分の標準的な費用の額」の金額が重要である(部会資料61・2頁の7項,部会資料58・2頁の7項)。 相当程度厳しい承認の要件に加え,負担金の額が適正な金額を超える場合,国民が制度の利用を断念することとなれば,この制度の趣旨を没却しかねないので,適正な運用が望まれる。